

平成27年4月26日執行の厚岸町議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2及び公職選挙法施行令第129条の規定による選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額は、次のとおりである。

厚岸町選挙管理委員会委員長 木村 吉



1 選挙運動に従事する者に対する実費弁償並びに選挙運動に使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償

力 茶菓料 1日につき500円

イ 超過勤務手当 1日につき基本額として支給する額の5割以内

イ 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき10,000円

ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円以内

- イ 専ら法第141条（自動車、拡声器及び船舶の使用）第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者 1日15,000円以内
- 2 選挙運動に従事する者及び選挙運動に使用する労務者に対し、弁当の現物提供をした場合には、その者に支給することができる1日の弁当料の額又は報酬の基本日額は、それらの額から弁当の実費に相当する額を差し引いたものを支給する。